

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 12 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カタカナ
康竹工業株式会社

住所 大阪府富田林市富田林町5-22

代表者氏名 フリガナ タイヨウトリシマリヤク
代表取締役 土井 康成

電話番号 0721-24-0268

FAX番号 0721-24-0257

メールアドレス yasutake@true.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和4 年 9月 12 日

申請者 氏名又は名称 やスタカコウギ ヨウガブシカ イヤ
康竹工業株式会社
住 所 大阪府富田林市富田林町5-22
代表者 氏名 ダイセヨウトリシマリヤク ドイヤスナリ
代表取締役 土井 康成
0721-24-0268

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
氏	フ リ ガ ナ	名
代表取締役	ト イ	ヤスナリ 土井 康成
取締役	ナ カ ノ	ミ キ 仲野 みゆき
取締役	ト イ	ヒ ロ シ 土井 博
取締役	ト イ	ナ オ 土井 七穂
事 業 の 範 囲	別紙のとおり	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	康竹工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 584-0033 住所 大阪府富田林市富田林町5-22 電話番号 0721-24-0268 FAX番号 0721-24-0257 メールアドレス yasutake@true.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
土井 康成	第145324号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 9 月 12 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		2	
	パイプカッター		2	
	エンジンカッター		1	
管の加工用の 機械器具	やすり		2	
	パイプねじ切器		1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	大小	2	
	プライヤー	250mm	2	
	ラセットレンチ トーチランプ		2 1	
水圧テストポンプ	手動テスター		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 9 月 12 日

申請者

氏名又は名称	康竹工業株式会社
住 所	大阪府富田林市富田林町5-22
代表者 氏名	代表取締役 土井 康成

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府富田林市富田林町 5-22
康竹工業株式会社

会社法人等番号	1201-01-035103	
商 号	康竹工業株式会社	
本 店	大阪府富田林市富田林町 5-22	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成21年4月1日	
目的	1 管工事 2 土木工事 3 建築工事 4 とび土工工事 5 補装工事 6 造園工事 7 水道施設工事 8 ガス施設工事 9 消防施設工事 10 清掃施設工事 11 不動産の売買・交換・賃借・及びその仲介並びに所有・管理及び利用 12 都市計画、地域開発、宅地造成等の事業に関するコンサルティング業 13 不動産の管理とそれに伴うリフォーム工事及びその斡旋・仲介業務 14 宅地の造成及び宅地建物の分譲業 15 古物の売買業 16 その他上記に附帯する一切の事業	
	平成22年 2月 1日変更 平成22年 2月23日登記	
発行可能株式総数	200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>60株</u>	平成27年 3月20日変更 ----- 平成27年 3月23日登記
	発行済株式の総数 <u>100株</u>	令和1年 5月27日変更 ----- 令和1年 5月30日登記
資本金の額	金300万円	平成27年 3月20日変更 ----- 平成27年 3月23日登記

大阪府富田林市富田林町 5-22

康竹工業株式会社

	金 500 万円	令和 1年 5月 27日変更 ----- 令和 1年 5月 30日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>土 井 康 成</u> 取締役 <u>土 井 康 成</u> 取締役 <u>仲 野 み ゆ き</u> 取締役 <u>仲 野 み ゆ き</u> 取締役 <u>土 井 博</u> 取締役 <u>土 井 博</u> 取締役 <u>土 井 七 穂</u>	令和 1年 5月 20日重任 ----- 令和 1年 5月 30日登記 平成 24 年 4 月 5 日就任 ----- 平成 24 年 5 月 1 日登記 令和 1年 5月 20日重任 ----- 令和 1年 5月 30日登記 平成 29 年 10 月 1 日就任 ----- 平成 29 年 10 月 20 日登記 令和 1年 5月 20日重任 ----- 令和 1年 5月 30日登記 令和 1年 5月 20日就任 ----- 令和 1年 5月 30日登記
	大阪府富田林市美山台 7番3-2004号 代表取締役 <u>土 井 康 成</u> 大阪府富田林市小金台一丁目 12-5 代表取締役 <u>土 井 康 成</u> 大阪府富田林市小金台一丁目 12番5号 代表取締役 <u>土 井 康 成</u>	平成 26 年 4 月 1 日住所 移転 ----- 平成 26 年 5 月 15 日登記 令和 1年 5月 20日重任 ----- 令和 1年 5月 30日登記
登記記録に関する事項	設立	平成 21 年 4 月 1 日登記

大阪府富田林市富田林町5-22
康竹工業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和4年9月9日

大阪法務局富田林支局

登記官

下田和隆仁



康竹工業株式会社定款

原本と相違ありません。

令和4年 9月12日

大阪府富田林市富田林町5-22

康竹工業株式会社

代表取締役 土井 康成



康竹工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、康竹工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事
- 2 土木工事
- 3 建築工事
- 4 とび土工工事
- 5 舗装工事
- 6 造園工事
- 7 水道施設工事
- 8 ガス施設工事
- 9 消防施設工事
- 10 清掃施設工事
- 11 不動産の売買・交換・賃借・及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- 12 都市計画、地域開発、宅地造成等の事業に関するコンサルティング業
- 13 不動産の管理とそれに伴うリフォーム工事及びその斡旋・仲介業務
- 14 宅地の造成及び宅地建物の分譲業
- 15 古物の売買業
- 16 その他上記に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府富田林市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行する可能株式総数は、200株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第7条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得者した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般繼承人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第9条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定期株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部

を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定める
ことができる。

- 2 前項のほか、必要がある時は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の
株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、
その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることが
できる。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、
当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なけ
ればならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても
同様とする。

(募集株主の発行)

第12条 当募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、
臨時総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、株主に対して招集
通知を発するものとする。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故がある
ときは、あらかじめ取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに
代わる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 棚欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

- 2 代表取締役は社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、もっぱら取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第23条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は年一期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当の除斥期間)

第26条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから3年経過しても受領されないとき、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金10万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の第一期の事業年度は、当会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時取締役等)

第29条 当会社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役　　土井　康成

(発起人)

第30条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

大阪府富田林市美山台7番3-2004号　土井　康成
普通株　2株　　金10万円

以上、康竹工業株式会社の設立のため、発起人土井康成は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成21年3月18日

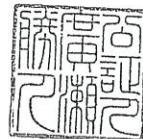
発起人　　土井　康成

印

同一の情報の提供

提供の日付：2009年03月18日

公証人：12070009 廣瀬勝人



所属法務局：大阪法務局

公証役場：堺公証役場

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

請求対象の登簿管理番号：09-1207000902000031

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2009年03月18日

請求対象の処理公証人：12070009 廣瀬勝人

所属法務局：大阪法務局

公証役場：堺公証役場

堺市堺区北瓦町2丁4番18号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第一四五三二四号

給水装置工事主任者免状

本籍 大阪府

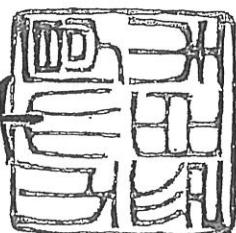
氏名 土井 康成

昭和五十四年十二月二十二日生

水道法(昭和三一年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月九日

厚生大臣 宮下創

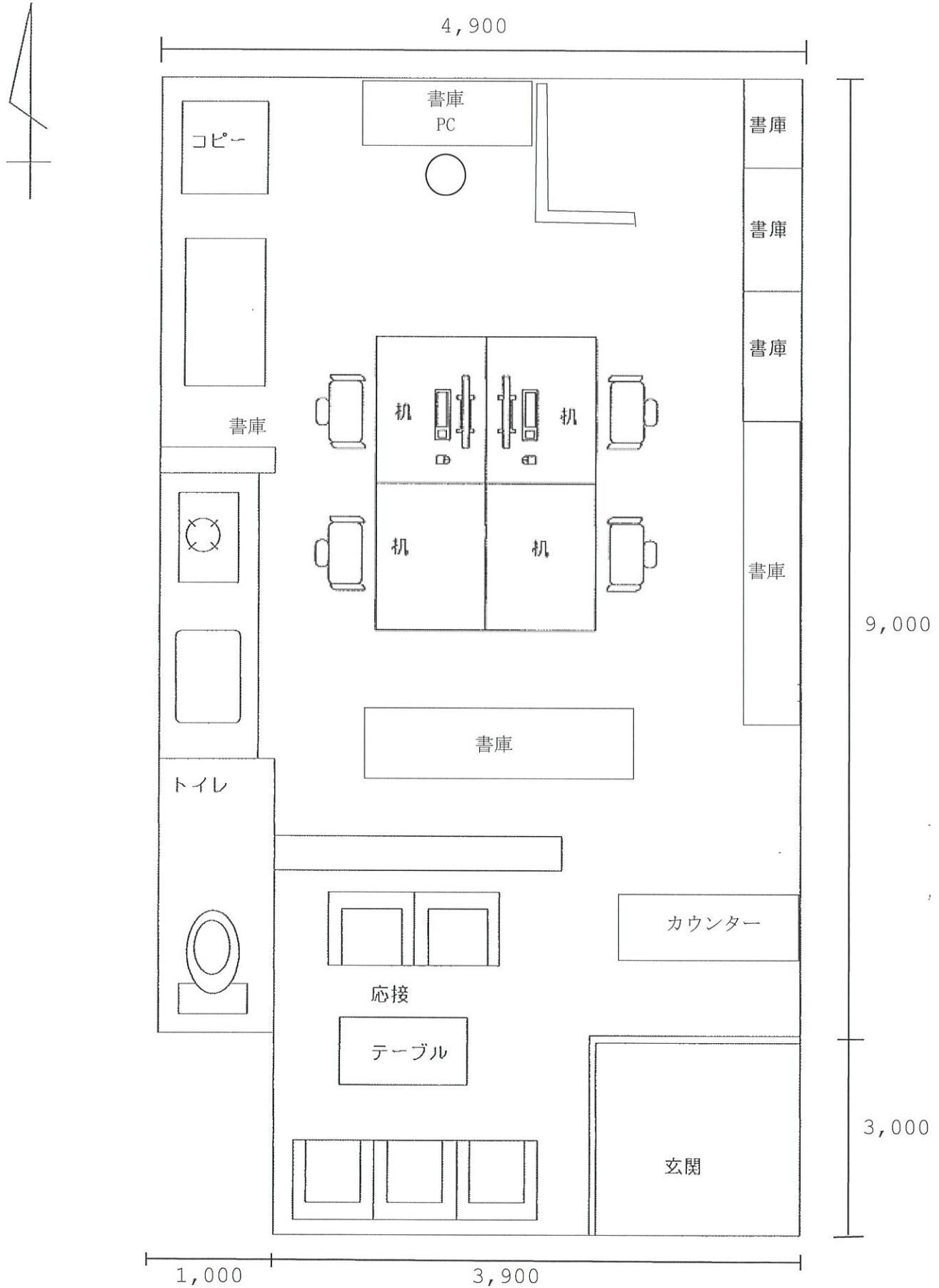


営業所の位置図

(駅や主要な建物等の目標物を明記した位置図を下に記載してください。)



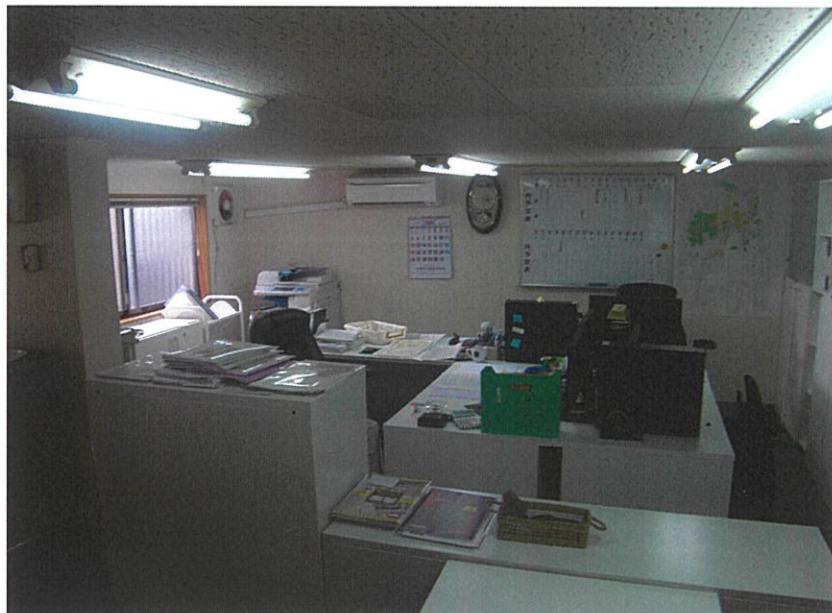
近畿日本鉄道長野線 富田林西口 東へ約500m 徒歩約5分



市道

営業所の写真

(営業所の所在・建物が確認できる写真を下に貼付してください。)





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 12 日

申請者 氏名又は名称 ヤタケコウヤヨウカブシキイシヤ
康竹工業株式会社

住所 大阪府富田林市富田林町5-22

代表者氏名 ダヒヨウトリシマリヤクトヤスナリ
代表取締役 土井 康成

電話番号 0721-24-0268

FAX番号 0721-24-0257

メールアドレス yasutake@true.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年9月12日

届出者

氏名又は名称 康竹工業株式会社

住 所 大阪府富田林市富田林町5-22

代表者 氏名 代表取締役 土井 康成

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	康竹工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
土井 康成	第145324号	令和 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第一四五三二四号

給水装置工事技術者免状

本籍 大阪府

氏名 土井 康成

昭和五十四年十二月二十二日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

平成十一年二月九日

厚生大臣 宮下創平

